

発議第3号  
令和5年3月15日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

提出者 山都町議会議員 工藤 文範   
賛成者 山都町議会議員 吉川 美如   
賛成者 山都町議会議員 飯南 政俊   
賛成者 山都町議会議員 矢野 秀典 

山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び山都町議会議規則（平成17年議会議規則第1号）第14条第2項の規定により、山都町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年山都町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

（提出の理由）

山都町議会の個人情報の保護に関する条例の実施に関し、必要な事項を議会議規則で定めることは適当ではないことが判明したため、山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
山都町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年山都町条例第10号）  
の一部を次のように改正する。

第52条中「議会規則で」を「議長が」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山都町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年山都町条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(委任) 第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、 <u>議会規則</u> で定める。	(委任) 第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、 <u>議長が</u> 定める。